

市・道民税のお知らせ

平成22年度の主な改正点

【新たな住宅ローン控除の創設】

平成21年から25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度分の市・道民税から控除できるようになりました。

▽控除を受けるには

控除を受けようとする最初の年は、必ず税務署で所得税の確定申告をしなければなりません。

次の年からは、年末調整がされている場合は給与支払報告書に、確定申告する場合は確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額と居住年月日の記載があれば、市への申告は不要です。

【これまでの住宅ローン控除の改正】

平成11年から18年末までに入居した方が対象となる住宅ローン控除について、平成22年度以降は新たな

住宅ローン控除と同様に、給与支払報告書や確定申告書に控除可能額と居住年月日の記載があれば、申告は不要となりました。

【上場株式等にかける譲渡損失の損益通算特別の創設】

確定申告をする年、またはその年の3年前までに生じた上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得（ただし、分離課税を選択したものに限り）から控除できます。

【上場株式等の配当および譲渡益に対する軽減税率の延長】

上場株式等の配当および譲渡益に対する軽減税率10%（市・道民税3%、所得税7%）の適用が、平成23年12月31日まで延長します。

税の申告はお済みですか

平成21年分の収入に対する所得税の確定申告や市・道民税の申告をしていないと、平成22年度の市・道民税額に控除額などが反映されていな

い場合があります。前年中に支払った社会保険料や生命保険料などがあ

ふるさと納税制度

今までに、ふるさと岩見沢のために、たくさんのご寄附をありがとうございました。

お寄せいただいた寄附金は、皆さんが指定した事業に活用させていただきます。

ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい・応援したいという思い



(単位：円)

平成21年4月1日～平成22年3月31日の寄附金の状況

地域区分 目的区分	市内		道内		道外		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
観光振興	0	0	0	0	0	0	0	0
地域福祉	14	3,008,000	0	0	2	80,000	16	3,088,000
青少年健全育成	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ・文化振興	1	50,000	0	0	0	0	1	50,000
農業振興	0	0	0	0	1	10,000	1	10,000
ふるさとづくり推進	0	0	0	0	1	50,000	1	50,000
その他	2	100,000	0	0	0	0	2	100,000
計	17	3,158,000	0	0	4	140,000	21	3,298,000

を寄附金というかたちで実現できる制度です。

引き続き、皆さんのふるさと岩見沢への応援と、市外に住んでいる知人や親戚の方へ、応援の呼びかけにご協力をお願いします。

問合せ 市税務課市民係